

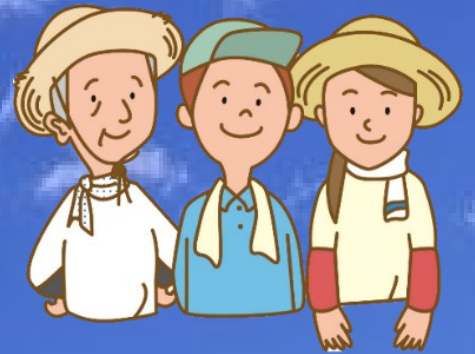
進めよう！地域計画

（地域農業経営基盤強化促進計画）

地域計画策定は、
地域農業を維持・発展していくためのスタート地点

農業経営基盤強化促進法により、従来の人・農地プランが地域計画として法定化され、基本構想を作成している市町村は令和7年3月末までに策定する必要があります。

期限目前



令和7年

3月31日までに
作ろう！！

「地域計画」とは？

5年後、10年後、地域農業を維持・発展していくために、地域の農地は誰が利用し、農地をどうまとめていくのか、どんな作物を・どのように栽培するのか。

地域農業の将来の在り方について若い方や女性を含め、幅広い意見を聴きながら、市町村、農業委員会、農地バンク、JA、土地改良区などの地域のみんなが一体となって話し合い、地域のみんなで作りに上げていく将来計画のことです。

重要な お知らせ！



地域計画をつくるメリット

- ① 10年後の地域内の個々の農地を誰が耕作するのかの見通しが立つ。
- ② 地域で進むべき農業の方向性を決めることができる。
- ③ 地域計画を公告することで、地域外からの農地の受け手の呼び込みにつながる。
- ④ 国の補助や支援を受けやすくなる。

○地域計画を策定した区域を対象とする支援措置

- ・強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ
- ・農地耕作条件改善事業 等

ほんの一例
です!!

○目標地図に位置付けられた経営体を対象とする支援措置

- ・農業経営基盤強化準備金制度(令和7年度以降、地域計画に農業を担う者として位置づけられないと積み立てができなくなります。)
- ・新規就農者育成総合対策のうち経営開始資金、経営発展支援事業
- ・農地利用効率化等支援交付金のうち融資主体支援タイプ
- ・スーパーL資金、農業近代化資金の金利負担軽減措置 等

(お問合せ先)

農林水産省北海道農政事務所
生産経営産業部担い手育成課
電話 011-330-8809

農林水産省HP
詳細はコチラから

地域計画

検索

